

議員提出議案第4号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年6月17日 提出

提出者	琴浦町議会議員	川本正一郎
賛成者	同	小椋憲浩
	同	井木裕
	同	桑本始
	同	手嶋正巳
	同	桑本賢治
	同	山本秀正
	同	川本善孝

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化にむけた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置をはかること。また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については2022年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。

5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については持続可能な地域社会の維持・発展にむけて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。
6. 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
8. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年6月17日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（地方創生）
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

議員提出議案第5号

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出
について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2
項の規定により提出する。

令和4年6月17日 提出

提出者	琴浦町議会議員	川本正一郎
賛成者	同	小椋憲浩
	同	井木裕
	同	桑本始
	同	手嶋正巳
	同	桑本賢治
	同	山本秀正
	同	川本善孝

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

新型コロナの感染拡大から3年目を迎えていますが、新たな変異株の猛威により、感染の収束のめどはたたず、中小零細企業を中心に大きな打撃を受けています。また、景気の悪化で失業や労働時間削減に追い込まれているのが、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用で働く労働者となっています。

この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠です。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっています。

2021年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,041円、本県では821円、最も低い県では820円に過ぎません。毎日8時間働いても年収140万~180万円です。これでは、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできません。さらに地域別であるがゆえに、本県と東京都では、同じ仕事でも時給で220円もの格差があります。

若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっています。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでています。全国労働組合総連合（全労連）の調査では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。若者1人が自立して生活するうえで必要な最低生計費は全国どこでも月24万円（税込み）の収入が必要との結果です。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、全国一律制をとっています。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えています。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要があります。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考えています。

そのために、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを要望します。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出します。

記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上をめざすこと。
2. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 4年 6月 17日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

内閣総理大臣

厚生労働大臣

中央最低賃金審議会会長

議員提出議案第6号

「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年6月17日 提出

提出者	琴浦町議会議員	川本正一郎
賛成者	同	小椋憲浩
	同	井木裕
	同	桑本始
	同	手嶋正巳
	同	桑本賢治
	同	山本秀正
	同	川本善孝

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める意見書

農林水産省は昨年 11 月に「水田活用直接支払交付金」の見直し案を提示しました。今年に入り、農業現場には何の説明も調査もないままに、農家に見直し案が通知されてきました。

交付金を大幅に削減する内容で、多くの農家が交付金の減額・廃止になる恐れがあり、「営農計画が立てられない」「離農と耕作放棄を促進させるメッセージだ」など、農業現場では怒りと混乱が広がっています。

昨年からの米価の大幅下落に続き、農業に軸足を置く地方経済にとっても大きなマイナスとなるものです。さらに、終わりの見えないコロナ禍や、ウクライナ戦火を見る中、食料の安全保障を確立するためにも、「水田活用直接支払交付金」の見直しを撤回するよう、政府に要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 6 月 1 7 日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

内閣総理大臣
農林水産大臣

議員提出議案第7号

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年6月17日 提出

提出者	琴浦町議会議員	澤田豊秋
賛成者	同	谷田順子
	同	前田智章
	同	小椋正和
	同	押本昌幸
	同	田中肇
	同	金光敦

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

萩生田前文部科学大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策にともない新たな業務も発生しています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月17日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣